

## 春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱

### (通 則)

第1条 公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）による春のライトアップモデル事業費助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

### (目 的)

第2条 この助成金は、地域が主体となり、道路、公園、河川沿い等において取り組む春の桜を活用したライトアップモデル事業に対し、必要な助成金を交付することにより、訪都旅行者を魅了する都市景観を創出し、国内外からの旅行者誘致の促進を図ることを目的とする。

### (定 義)

#### 第3条

- (1) 「道路」とは、都内にある道路で、観光振興に向けたライトアップが可能な場所をいう。
- (2) 「公園」とは、都内にある公園で、観光振興に向けたライトアップが可能な場所をいう。
- (3) 「河川沿い」とは、都内の河川に隣接する場所で、観光振興に向けたライトアップが可能な場所をいう。
- (4) 「ライトアップモデル事業」とは、春に道路、公園、河川沿い等において桜のライトアップを行うことにより、都市景観の向上と賑わい創出につながる事業であり、別表1に掲げるものをいう。ただし、他の補助金を一部財源とする事業を除く。
- (5) 「助成事業者」とは、この要綱の規定に基づき、ライトアップモデル事業を行う観光協会、商店街等、その他法人をいう。
- (6) 前号の規定にかかわらず、法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者があるものは、助成事業者としない。
- (7) 「観光協会」とは、地域の観光産業振興の推進を主たる活動目的とする都内区市町村との連携の下に設立された団体をいう。
- (8) 「商店街等」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 商店街
  - イ 商店街の連合会
  - ウ 商工会、商工会連合会及び商工会議所
- (9) 「商店街」とは、次に掲げるものをいう。
  - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された商店街振興組合
  - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された事業協同組合
  - ウ 次に掲げる事項に照らし、区市町村が商店街と認めるもの

(ア) 当該区域で、中小売商業又はサービス業に属する事業者の相当数が近接して、そ

の事業を営み、かつ、組織的な活動を行っていること。

(イ) 社会通念上消費者により、まとまった買物の場として認識されていること。

(ウ) 当該区域内に人又は車両が常時通行できる道路等を包含していること。

(エ) 当該区域で活動を行うための会則等を有していること。

(10) 「商店街の連合会」とは、次に掲げるものをいう。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）により設立された連合会

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）により設立された連合会

ウ ア、イ以外で、区市町村単位に組織された商店街連合会

(11) 「その他法人」とは、ライトアップによるまちづくりを行う公益財団法人、公益社団法人、

一般財団法人、一般社団法人又は特定非営利活動法人である団体をいう。

#### (助成金の交付対象)

第4条 助成金は、ライトアップモデル事業に必要な別表2に掲げる経費（以下「助成対象経費」という。）のうち、財団理事長（以下「理事長」という。）が特に必要かつ適当と認め、使途、単価、規模等の確認できるものについて、予算の範囲内において、助成事業者に交付するものとする。

2 助成事業者が行う事業は、交付決定の日から財団が定める助成対象期間に実施した事業とする。

#### (助成金の額)

第5条 財団が助成事業者に交付する助成金の額は、助成対象経費の10分の10以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又は助成限度額500万円のいずれか低い額とする。

#### (助成金の交付申請)

第6条 助成事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、理事長が定める期日までに、別記第1号様式による助成金交付申請書に必要な書類を添えて理事長に提出しなければならない。

#### (助成金の交付決定)

第7条 理事長は、前条の助成金交付申請書の提出を受けたときは、その内容を精査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは助成金の交付決定を行い、別記第2号様式による助成金交付決定通知書により助成事業者に通知するものとする。また、交付しないと決定したときは、その旨を別記第2号様式の2により申請者に通知するものとする。

2 理事長は、前項による交付決定に当たっては、必要に応じて審査会を設置して審査を行うことができる。

3 理事長は、第1項の通知に際して、必要な条件を付することができる。

#### (申請の取下げ)

第8条 助成事業者は、前条の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、交

付決定の通知を受けた日から 14 日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

2 前項に規定するほか、交付申請後に申請を取り下げようとするときは、遅滞なくその旨を記載した書面を理事長に提出しなければならない。

(助成事業遅延等の報告)

第9条 助成事業者は、ライトアップモデル事業を助成対象期間内に完了することができないと見込まれるとき又はその遂行が困難となったときは、速やかに別記第3号様式による助成事業遅延等報告書を理事長に提出し、その指示を受けなければならない。

(助成事業の内容変更等)

第10条 助成事業者は、ライトアップモデル事業を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ別記第4号様式による変更等承認申請書に必要な書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 理事長は、前項の承認を行う場合は、別記第4号様式の2により、助成事業者に通知するものとする。

(遂行状況等)

第11条 理事長は、より良いライトアップモデル事業の実施のため、助成決定後、照明デザイナー等の専門家を派遣し、助成事業者へ指導を行うものとする。

2 理事長は、ライトアップモデル事業の遂行状況について、助成事業者との連携を密にし、必要に応じて職員に現地調査を行わせるなど、ライトアップモデル事業の進捗の把握に努めるものとする。

(状況報告)

第12条 理事長は、ライトアップモデル事業の円滑な執行を図るため、必要に応じて助成事業者に対し遂行状況に関して報告を求めることができる。

(遂行命令等)

第13条 理事長は、第11条の現地調査及び前条の助成事業者からの報告等により、ライトアップモデル事業が交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるときは、助成事業者に対し、これらに従ってライトアップモデル事業を遂行すべきことを命じることができる。

2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対してライトアップモデル事業の一時停止を命じることができる。

(実績報告)

第14条 助成事業者は、ライトアップモデル事業が完了した日から30日以内に必要な書類を

添えて、速やかに別記第5号様式による実績報告書を理事長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係るライトアップモデル事業の成果が助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、別記第6号様式により助成事業者に通知するものとする。

2 前項の規定により交付すべき助成金の額は、第5条の規定により算出する額（1千円未満の端数は切り捨て）又はその交付決定額のいずれか低い額とする。

(助成金の支払)

第16条 理事長は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとし、助成事業者は、別記第7号様式の1による助成金確定払請求書を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定に関わらず、助成事業者が概算払を受けようとするときは、別記第7号様式の2による助成金概算払請求書を理事長に提出しなければならない。

3 助成事業者は、助成金の概算払を受けたときは、前条の規定による助成金の額の確定通知書を受領後、別記第8号様式による助成金精算書を理事長に提出し、速やかに助成金を精算しなければならない。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還)

第17条 助成事業者は、ライトアップモデル事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記第9号様式により報告しなければならない。

2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

(交付決定の取消し)

第18条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用員その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

- 第19条 理事長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、ライトアップモデル事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- 2 理事長は、第15条の規定により助成事業者に交付すべき助成金の額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

(助成金の経理等)

- 第20条 助成事業者は、ライトアップモデル事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類をライトアップモデル事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存するものとする。
- 2 助成事業者は、ライトアップモデル事業の完了後、理事長が求めた場合は、前項の書類等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は、ライトアップモデル事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

(取得財産等の管理及び処分)

- 第21条 助成事業者は、ライトアップモデル事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、ライトアップモデル事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。
- 2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、別記第10号様式による取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部または一部に相当する金額を納付させるものとする。

(検査及び事業効果の報告)

- 第22条 助成事業者は、ライトアップモデル事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、理事長が財團職員をして、ライトアップモデル事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又はライトアップモデル事業の事業効果について報告を求めた場合には、これに応じなければならない。

(違約金及び延滞金の納付)

- 第23条 第18条の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第19条第1項の規定により助成金の返還を命じたときは、理事長は、助成事業者が助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（10円未満の場合を除く。）を助成事業者に納付させなければならない。
- 2 助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の基礎となる額の計算)

- 第24条 前条第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の基礎となる額の計算)

- 第25条 第23条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部を納付したときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(非常災害の場合の措置)

- 第26条 非常災害等による被害を受け、ライトアップモデル事業の遂行が困難となった場合の助成事業者の措置については、理事長が指示するところによる。

(その他)

- 第27条 助成金の交付に関するその他必要な事項は、理事長が別にこれを定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月9日から施行する。

別表1（第3条第4号関係）

対象事業

1 春のライトアップを行う事業
<p>注1：照明のライトにより桜をライトアップするものをいう。木の枝等に電飾の機材を巻き付ける等によるイルミネーションや、街路灯設置によるライトアップ、提灯の設置によるライトアップは除く。</p> <p>注2：新規事業のほか、既に実施している場合でも新たに実施するものを含む。 ただし、単純な機材の更新は除く。 なお、前年度当助成金を受けて実施した事業も、本年度に限り、モデル事業1年目（助成率：10／10以内）として申請可能とする。</p> <p>注3：本事業は、ライトアップに係る経費を助成するものであり、イベント等を併催する場合もイベント等の経費は助成しない。</p> <p>注4：自己負担で提灯を設置することは可能であるが、照明のライトがメインとなるように配慮すること。</p>

助成金の交付申請に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たしていること。

- (1) 区市町村からの推薦があること。
- (2) ライトアップを行う道路、公園、河川沿い等について、当該管理者との事前の調整等を行い、ライトアップの実施について占用許可など必要な許可等が取れていること（又は取れる見込みであること）。
- (3) ライトアップの実施について、道路、公園、河川沿い等の占用にあたり、都又は区市町村等の共催又は後援が必要な場合は、当該共催又は後援が取れていること（又は取れる見込みであること）。
- (4) 補助を得て実施する事業については、主催は、当該申請団体であること。
- (5) ライトアップに使用する光源は、環境対応のためLEDを活用すること。
- (6) ライトアップの光源配置や照明器具選定等において、照明デザイナーを活用すること。照明デザイナーとは、過去に光源配置や照明器具選定等のライトアップに係る業務実績を有するものをいう。

別表2（第4条第1項関係）

1 ライトアップモデル事業の助成対象経費

区分	摘要
機材・設備・備品の賃借料又は購入費	日用品類等を除く。
会場設営及び運営委託に要する経費	ライトアップのデザインに要する経費、警備等も含む。
消耗品の購入費	事業実施に必要なもののみ
電気代	ライトアップの実施に必要なもののみ
道路、公園、河川沿いの借用に係る占用料又は賃借料	
事業周知に要する経費	経常的な経費（ホームページの更新等）は除く。
その他諸経費	

\* 春の桜を活用した一時的なライトアップに要する経費を助成対象経費とし、年間を通じた常設のライトアップに係る経費（常設用機材の設置工事費等）は助成対象外とする。

\* 1百万円以上の経費については、複数業者からの見積書を徴し、適正な価格の業者を選定すること。

\* 「事業周知に要する経費」の助成金額は、全体の助成金額の1割以内とする。

\* 事業実施に伴う売上（印刷物の広告収入・別途設定した公園等の入場料等）があった場合は、助成対象経費から売上を差し引いた経費を助成対象経費とする。

（参考）ライトアップモデル事業の助成対象外とする経費の例

区分	摘要
助成事業者の人件費	
施設設備等の維持管理に係る経費	固定経費、経常的経費
金券等購入費	
使用実績のないもの	
助成事業に直接必要のない経費	儀礼的経費、振込手数料等

第1号様式（第6条関係）

年　月　日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地  
団体名  
代表者

印

春のライトアップモデル事業費助成金交付申請書

標記の助成金に係る事業を下記のとおり行うので、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第6条の規定により、助成金の交付を申請する。

記

1 助成事業名

「」

2 助成事業対象期間

助成金の交付決定の日 から 年 月 まで

3 事業に要する経費及び助成金交付申請額

(1) 総事業費 金 円  
(2) 助成対象経費 金 円  
(3) 助成金交付申請額 金 円

4 添付書類

- (1) 事業計画書（別紙）  
(2) 企画書（任意様式）  
(3) その他必要な書類

5 本申請についての連絡先等

担当部署(担当者)		
電話番号		ファクシミリ番号
メールアドレス		

## 別紙（第6条関係）

## 事業計画書

事業名					
1 事業の目的（必要性）					
2 実施内容及びスケジュール					
(活用するデザイナー名： ) (ライトアップを行う桜の木の本数： 本) (設置するLEDライトの数： 基)					
3 必要な占用許可、共催・後援等の取得状況（取得済の場合はその旨を記載。今後取得見込の場合は取得スケジュールの見込等を記載）					
4 期待される効果（数値等を用い具体的に記入）					
(目標来街者数 人)					
5 経費内訳					
総事業費 (A=B+C+D+E)	助成対象経費 (交付申請経費)	総事業費に係る負担区分			
		財団助成金 (B)	区市負担額 (C)	自己負担額 (D)	寄付金等収入 (E)
円	円	円	円	円	
〈資金調達計画〉					
積立金	円	借入金	円	その他	円
負担金	円	寄付金	円	合計	円

\*記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

## 6 事業費経費別明細

(単位：円)

\*記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

第2号様式（第7条第1項関係）

第 号

所在地

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった春のライトアップモデル事業費助成金については、下記により交付する。

年 月 日

公益財団法人東京観光財団

理事長

印

記

第1 助成金の交付対象となる事業

この助成金の交付対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、次に掲げる名称によるものとし、その内容は申請書記載のとおりとする。

助成事業の名称「

」

第2 交付決定額

金 円

助成事業に要する経費のうち、助成対象となる経費及び助成金の額は、次のとおりとする（内訳は別紙「事業費経費別明細」のとおり）。

総 事 業 費	助成対象経費	助 成 金 の 額

第3 通 則

助成事業者は、助成事業を行うに当たっては、この通知書に定めるもののほか、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱に定めるところに従わなければならない。

第4 事情変更による決定の取消し等

公益財団法人東京観光財団理事長（以下「理事長」という。）は、この交付決定後にお

いても、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、この交付決定の全部若しくは一部を取消し、又はこの交付決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 2 前項の規定によるこの交付決定の取消しにより特別に必要となった事務及び事業に対しては、次に掲げる経費に係る助成金を交付することがある。
  - (1) 助成事業に係る機械、器具及び仮設物の撤去その他残務処理に要する経費
  - (2) 助成事業を行うために締結した契約の解除により必要となった賠償金の支払に要する経費
- 3 前項の規定による助成金の額の前項(1)又は(2)に掲げる経費の額に対する割合その他その交付については、第1項の規定による取消しに係る助成事業についての助成金に準じる。

#### 第5 申請の取下げ

助成事業者は、この交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、この交付決定の通知を受けた日から14日以内に、その旨を記載した書面を理事長に提出することにより、申請の取下げをすることができる。

#### 第6 助成事業遅延等の報告

助成事業者は、助成事業が助成対象期間内に完了することができないと見込まれるとき、又はその遂行が困難となったときは、速やかにその理由及び状況を書面により理事長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### 第7 助成事業の内容変更等

助成事業者は、助成事業の内容を著しく変更しようとする場合又は中止をしようとする場合は、あらかじめ書面により必要な書類を添えて理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

#### 第8 遂行命令等

理事長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査、助成事業者が提出する報告書等により、助成事業がこの交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されないと認めるとときは、助成事業者に対し当該助成事業を遂行すべきことを命じるものとする。

- 2 理事長は、助成事業者が前項の命令に違反したときは、助成事業者に対して助成事業の一時停止を命じることがある。

#### 第9 実績報告

助成事業者は、助成事業が完了した日から30日以内に、次に掲げる事項を記載した実績報告書を、必要な書類を添えて、速やかに理事長に提出しなければならない。

- (1) 助成事業の成果に関する事項
- (2) 助成事業の収支計算に関する事項
- (3) (1)に係る参考資料

## 第10 助成金の額の確定

理事長は、第9の規定による実績報告を受けたときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の成果が、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成事業者に通知する。

- 2 前項の規定により交付すべき助成金の額は、助成対象経費の10分の10以内の額（1千円未満の端数は切り捨て）又はこの交付決定額のいずれか低い額とする。

## 第11 是正のための措置

理事長は、第10の規定による審査等の結果、助成事業の成果がこの交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは助成事業者に対し、当該助成事業につき、これらに適合させるための処置をとることを命じることができる。

## 第12 助成金の支払

理事長は、第10の規定により交付すべき助成金の額を確定したのち、助成金を支払うものとし、助成事業者は、助成金確定払請求書を理事長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定に関わらず、助成事業者が概算払を受けようとするときは、助成金概算払請求書を理事長に提出しなければならない。
- 3 助成事業者は、助成金の概算払を受けたときは、第10の規定による助成金の額の確定通知書を受領後、助成金精算書を理事長に提出し、速やかに助成金を精算しなければならない。

## 第13 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

助成事業者は、助成事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税及び地方消費税の額の確定に伴う報告書により報告しなければならない。

- 2 前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税の全部又は一部の返還を命じるものとする。

## 第14 交付決定の取消し

理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当する場合、この交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 交付決定を受けた者（法人その他の団体にあっては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）が暴力団員等に該当するに至ったとき。
- (4) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は助成金の交付決定に基づく命令に違反したとき。

## 第15 助成金の返還

理事長は、第4又は第14の規定によりこの交付決定を取り消した場合において、助

成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成事業者に助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

- 2 理事長は、第10の規定により助成事業者に交付すべき額を確定した場合において、既にその額を超える助成金が支払われているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

#### 第16 助成金の経理等

助成事業者は、助成事業に係る経理について収支の事実を明らかにした証拠書類及び事業内容に関する資料その他の関係書類を整理し、かつ、これらの書類を助成事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

- 2 助成事業者は、助成事業の完了後、理事長が求めた場合は、事業内容等について公開しなければならない。この場合において、公開期限は助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間とする。

#### 第17 取得財産等の管理及び処分

助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付目的に従って、その効率的運営を図らなければならない。

- 2 助成事業者は、取得財産等について、台帳を設け、その管理状況を明らかにしなければならない。
- 3 助成事業者は、取得財産等のうち、取得価格又は効用の増加した価格が50万円以上のものを、他の用途に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し又は債務の担保に供しようとする場合は、あらかじめ取得財産等処分承認申請書を理事長に提出し、承認を受けなければならぬ。ただし、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数を経過している場合はその限りではない。
- 4 理事長は、助成事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれる場合は、交付した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

#### 第18 検査及び事業効果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日が属する会計年度の終了後5年間において、理事長が財団職員をして、助成事業の運営及び経理等の状況について検査させた場合、又は助成事業の事業効果について報告を求めさせて場合には、これに応じなければならない。

#### 第19 違約金及び延滞金の納付

理事長が第4又は第14の規定により助成金の交付決定の全部又は一部の取消しを行い、第15の規定により助成金の返還を命じたときは、助成事業者は助成金を受領した日から返還の日までの日数に応じ、当該助成金の額（一部を返還した場合のその後の期間においては既返還額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

- 2 理事長が助成事業者に対し助成金の返還を命じた場合において、助成事業者が定められた納期日までに助成金を納付しなかったときは、助成事業者は納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。
- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

#### 第20 違約加算金の基礎となる額の計算

第19第1項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、助成事業者の納付した金額が返還を命じた助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた助成金の額に充てるものとする。

#### 第21 延滞金の基礎となる額の計算

第19第2項の規定により、延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以降の期間に係る延滞金の基礎となる未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

#### 第22 非常災害の場合の措置

非常災害等による被害を受け、助成事業の遂行が困難となった場合については、理事長が指示するところによる。

別紙 事業費経費別明細

(単位：円)

第2号様式の2（第7条第1項関係）

第 号

所在地

団体名

代表者

年 月 日付けで申請のあった春のライトアップモデル事業費助成金については、下記の理由により交付しないことと決定したので通知する。

年 月 日

公益財団法人東京観光財団

理事長

印

記

1 事業名

「

」

2 理由

### 第3号様式（第9条関係）

年      月      日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

### 所在地

団体名

代表者

印

## 春のライトアップモデル事業費助成金に係る助成事業遅延等報告書

年　月　日付（　　第　　号）をもって交付決定の通知のあった標記事業に事故があったので、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 助成事業名  
「
  - 2 助成事業の進捗状況
  - 3 助成事業遅延等の内容及び原因
  - 4 助成事業遅延等に対する措置
  - 5 助成事業の今後の進捗及び完了の予定

#### 第4号様式（第10条第1項関係）

年      月      日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

団体名

## 代表者

印

## 春のライトアップモデル事業費助成金に係る助成事業の内容の 変更等承認申請書

年　月　日付（　　第　号）をもって交付決定の通知のあった標記事業の内容を下記のとおり変更（＊中止）したいので、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第10条第1項の規定に基づき、承認を申請する。

記

- ## 1 助成事業名

1

- ## 2 変更（＊中止）の内容

- ### 3 変更（\*中止）の理由

第4号様式の2（第10条第2項関係）

第 号  
年 月 日

様

公益財団法人東京観光財団

理事長

印

春のライトアップモデル事業費助成金に係る助成事業の  
内容の変更（＊中止）承認について

年 月 日付けで申請のあった標記事業の内容の変更（＊中止）について、  
春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、下記のと  
おり承認する。

記

1 助成事業名

「 」

2 承認内容

3 付帯条件

第5号様式（第14条関係）

年　月　日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

団体名

代表者

印

春のライトアップモデル事業費助成金に係る助成事業実績報告書

年　月　日付（　　第　　号）により交付決定の通知のあった標記助成事業が完了したので、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおりその実績を報告する。

記

1 助成事業名

「」

2 交付決定額

\_\_\_\_\_円

3 添付書類

- (1) 実施結果報告書（別紙）
- (2) その他必要な書類

4 本報告についての連絡先等

担当部署(担当者)		
所 在 地		
電 話 番 号		ファクシミリ番号
メールアドレス		

## 別紙（第14条関係）

## 実施結果報告書

助成事業名					
1 実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで				
2 具体的な事業内容					
(活用したデザイナー名 : ) (ライトアップを行った桜の木の本数 : 本) (設置した LED ライトの数 : 基)					
3 取得した占用許可、共催・後援等					
4 成果					
(来街者数 人)					
5 経費内訳					
総事業費 (A=B+C+D+E)	助成対象経費 (請求経費)	総事業費に係る負担区分			
		財団助成金 (B)	区市負担額 (C)	自己負担額 (D)	寄付金等収入 (E)
円	円	円	円	円	円
<資金調達実績>					
積立金	円	借入金	円	その他	円
負担金	円	寄付金	円	合計	円

\*記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

## 6 事業費経費別明細

(単位：円)

\*記入欄が足りない場合は、適宜追加して記入すること。

第6号様式（第15条第1項関係）

第 号

所在地

団体名

代表者

年 月 日付（ 第 号）により交付決定した春のライトアップモデル事業費助成金については、 年 月 日付けをもって提出された実績報告書を審査した結果、助成事業の成果が当該助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるので、その額を金 円に確定する。

助成金交付確定額の内訳は、別紙事業費経費別明細のとおりとする。

\*（返還額のある場合）

金 円に確定し、既に交付した助成金 円との差額  
円を 年 月 日までに返還するよう命ずる。

年 月 日

公益財団法人東京観光財団

理事長

印

別紙 事業費経費別明細

(単位：円)

第7号様式の1（第16条第1項関係） \*確定払の場合

年      月      日

公益財団法人東京観光財團 理事長 殿

### 所在地

### 団体名

## 代表者

印

## 春のライトアップモデル事業費助成金確定払請求書

年　月　日付（　　第　　号）をもって確定通知のあった標記助成事業について、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第16条第1項の規定により、下記のとおり請求する。

記

## 1 助成事業名

## 2 交付決定額

金 円

3 確定額

金 円

## 4 請求額

金 円

第7号様式の2（第16条第2項関係） \*概算払の場合

年　月　日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

団体名

代表者

印

春のライトアップモデル事業費助成金概算払請求書

年　月　日付（　　第　　号）をもって交付決定の通知のあった標記助成事業について、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第16条第2項の規定により、下記のとおり請求する。

記

1 助成事業名

「 」

2 概算払請求理由

3 交付決定額

金　　円

4 概算払請求額

金　　円

※請求額の根拠となる資料を添付すること

5 残額

金　　円

第8号様式（第16条第3項関係）

年　月　日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

団体名

代表者

印

春のライトアップモデル事業費助成金精算書

年　月　日付（　　第　　号）をもって確定通知のあった標記助成事業が完了したので、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第16条第3項の規定により、下記のとおり精算する。

記

1 助成事業名

「 」

2 交付決定額

金　　円

3 確定額

金　　円

4 概算払受領済額

金　　円

5 精算額

金　　円

6 残額

金　　円

## 第9号様式（第17条第1項関係）

年 月 日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

### 所在地

### 団体名

## 代表者

印

## 春のライトアップモデル事業費助成金に係る消費税及び 地方消費税額の額の確定に伴う報告書

年　月　日付（　　第　　号）をもって確定通知のあった標記助成金について、春のライトアップモデル事業費助成金交付要綱第17条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 助成事業名  
「」
  - 2 助成金額（理事長が確定通知書により通知した額）  
金 円
  - 3 助成金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
  - 4 消費税及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額  
金 円
  - 5 助成金返還相当額（4 - 3）  
金 円

第10号様式（第21条第3項関係）

年　月　日

公益財団法人東京観光財団 理事長 殿

所在地

団体名

代表者

印

春のライトアップモデル事業費助成金に係る取得財産等処分承認申請書

春のライトアップモデル事業費助成金により取得した取得財産等の処分について、春の  
ライトアップモデル事業費助成金交付要綱第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり  
申請する。

記

1 処分予定の取得財産等に係る助成事業の名称

2 処分予定の取得財産等の品目及び取得年月日

3 処分予定の取得財産等の取得価格（効用の増加した価格）及び時価

4 処分予定の取得財産等の設置場所

5 処分予定方法

6 処分予定理由